

2020 年度英国現代奴隷法ステートメント（仮訳）

INPEX(以下、当社)は、英国現代奴隷法第 54 条第 1 項の定めに基づき、当社グループ及びそのサプライチェーンにおける奴隷労働や人身取引を防止するための取り組みについて、以下のとおり開示します。

1. 当社の事業概要

当社グループは、エネルギーの開発・生産・供給を、持続可能な形で実現することを通じて、より豊かな社会づくりに貢献するとの経営理念に基づき、石油、天然ガスその他の鉱物資源の調査、探鉱、開発、生産及び販売、再生可能エネルギーの調査、開発、生産及び販売、それら事業への投融資及び付帯関連する事業を主たる業務としています。また、今後も増加する日本及び世界のエネルギー需要に応え、長期にわたり引き続き、エネルギー開発・安定供給の責任を果たしつつ、2050 年ネットゼロカーボン社会の実現に向けたエネルギー構造の変革に積極的に取り組んでいます。

当社グループは、世界 20 数か国でプロジェクトを推進する石油・天然ガス開発等の上流事業を基盤とする企業であり、当社グループ従業員数は 3,000 名を超えています。

英国においては、当社ロンドン事務所において、周辺地域事業の管理運営や新規案件発掘の支援、石油ガス産業関連や再生可能エネルギーを含む新事業の情報収集等を実施しています。

2. 奴隷労働及び人身取引防止に関する方針、体制等

グループに適用する方針

当社は、INPEX グループ人権方針（以下、人権方針）にて、当社グループの人権尊重の姿勢を包括的に明示しています。また、企業行動憲章の下、全ての役員・従業員が守るべき行動基本原則及び行動規範において、人権の尊重を規定しています。

- ・ 人権方針 (<https://www.inpex.co.jp/csr/compliance/pdf/INPEX-Group-Human-Rights-Policy-jp.pdf>)

- ・ 企業行動憲章 (<https://www.inpex.co.jp/company/philosophy.html>)
- ・ 行動基本原則及び行動規範 (<https://www.inpex.co.jp/company/policy.html>)

INPEX バリュー

当社グループでは、役員・従業員が一体となって働くための共通の基盤として、5つの項目(安全第一、誠実、多様性、創意工夫、協働)からなる INPEX バリューを定めています。

- ・ INPEX バリュー (<https://www.inpex.co.jp/company/value.html>)

国際規範の尊重と外部イニシアティブへの参加

当社グループは、国際人権章典や ILO 国際労働基準、国連のビジネスと人権に関する指導原則等の人権に関する国際規範を支持しているほか、2011年より国連グローバル・コンパクト、2013年より IPIECA に参加し、人権の尊重に努めています。

体制

当社グループでは、人権方針、企業行動憲章、行動基本原則及び行動規範において全ての役員及び従業員に対し法令遵守はもちろんのこと、社会規範を尊重し、高い倫理観を持った行動をするよう義務付けています。これらの方針等に基づいた企業倫理・企業行動を徹底するため、常勤の取締役及び執行役員等を構成員とし、コンプライアンス担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的及び随時開催しています。

本ステートメントは当社取締役会の承認を得ており、また、コンプライアンス担当役員である取締役副社長執行役員の池田隆彦により署名されています。

3. 奴隷労働及び人身取引防止に関する取り組み

事業リスクの審査に当たっての人権への配慮

当社グループのプロジェクト推進に際しては、国際金融公社 (IFC) パフォーマンススタンダードを自主基準に採用し、事業活動が操業地域に与え得る環境・社会影響について労働課題及び人権側面を含めて調査を実施し、リスクを特定した上で回避・緩和・モニタリングを行うなど、適切に対処しています。

- ・ 人権への取組 (<https://www.inpex.co.jp/csr/compliance/humanrights.html>)

サプライチェーンマネジメント

当社グループはコントラクター、サプライヤーやジョイントベンチャーパートナーなどの様々なステークホルダーと共に事業活動を推進しています。調達活動においては、調達倫理に係る社内規程に従って、関連する法律、社会規範及び当社企業行動憲章を遵守するように努めています。コントラクター、サプライヤーに対しては、調達契約等において当法人権方針の内容を尊重することを求めています。さらに、新規サプライヤー登録または入札評価において人権に関するデューディリジェンスを実施するとともに、一部契約中のコントラクターに対しアンケートによる調査を実施しています。また、当社グループがノンオペレーターとして参画するプロジェクトにおいては、オペレーター等に対しアンケートによる調査を行い、人権に関する取り組みの確認を実施しています。

これらに加え、当社グループ役員・従業員のみならず、コントラクター、サプライヤー及びその下請業者に対する、人権方針の浸透を図るため、国内外のオペレータープロジェクトの各拠点等において人権啓発ポスターの掲示を開始しています。

啓発活動及び内部通報制度

当社グループでは、全ての役員・従業員が守るべき人権方針、行動基本原則及び行動規範において、人権の尊重を規定しており、社内のイントラネット等を通じ役員・従業員に周知しています。また、役員・従業員を対象にした人権に関する e-ラーニングや従業員向けコンプライアンス研修の実施に加え、コンプライアンス通信の発行などによって、人権を含めたコンプライアンス分野の社内啓発活動を積極的に推進しています。さらに、内部通報制度 (<https://www.inpex.co.jp/csr/compliance/html>) に基づく社内外通報窓口で構成するヘルプライン及び INPEX グローバルホットライン(*)を設置し、当社グループの役員・従業員を対象に運用しており、重大なコンプライアンス違反がある場合においては、適切に対処し、年次サステナビリティレポートで開示することとしています。

(*) 2020年6月、ヘルプラインに加えて開設。経営上特にリスクが高い分野である(1)贈収賄・汚職、(2)独占禁止法(競争法)違反、(3)不正な会計処理の早期探知・是正を図る等を目的として設置。

4. 今後の取り組み


当社グループは、人権に関する継続的な社内研修やサプライチェーンにおける奴隷労働及び人身取引の防止を含む人権マネジメント強化に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の様々な感染防止対策を講じながら、ステークホルダーの健康・安全の

確保を最優先にして、操業地域社会への社会的責任を着実に果たし、持続可能な社会づくりに貢献して参ります。

また、当社コアエリアの一つである豪州において、2019年1月に豪州現代奴隷法(Modern Slavery Act 2018)が施行されたことに伴い、同法に則り、当社豪州事業会社によるステートメントの開示を2021年より開始しています。

・ INPEX Australia ホームページ (<https://www.inpex.com.au>)

2021年6月28日

Handwritten signature of Ikeda Takahiko in black ink.

署名者 池田隆彦

役職名 取締役 副社長執行役員

株式会社 INPEX